

平成 26 年 8 月 6 日

報道関係各位

良質なファミリー世帯向け住宅への住宅建替を応援します！ ～老朽化した空き家住宅の除却費用を最大 150 万円助成～

福生市では、定住化の推進、安全で安心なまちづくりを目的として、良質なファミリー世帯向け住宅の供給の誘導、老朽化した空き家住宅の除却の促進を図るため、空き家住宅の所有者に対しその除却に係る費用を助成する事業を開始しました。

【助成の対象となる空き家の要件】

次の①～⑥のすべての要件を満たす福生市内に存する住宅であること

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅であること
- ②住宅（共同住宅の場合は、全住戸の 1/2 以上の住戸）が、居住の用に供しない状態で、概ね 1 年以上経過していること
- ③原則として、居宅又は共同住宅として登記されている戸建て住宅又は共同住宅であること
- ④建物に所有権以外の権利が存しないこと
- ⑤交付内定申請時に、現住者がいないこと
- ⑥現に公共事業等の補償の対象となっていないこと

【除却後の要件】

住宅を新築する場合…延べ床面積が 90 ㎡以上の戸建て住宅を新築

延べ床面積が一戸につき 70 ㎡以上の共同住宅を新築

宅地として分譲する場合…建ぺい率 40%の地区では敷地面積が 120 ㎡以上の宅地の分譲

その他の地区では敷地面積が 100 ㎡以上の宅地の分譲

【申請者の要件】

次の①～③のすべての要件を満たす個人又は法人であること

- ①空き家住宅の建物の所有者であること
- ②市税の滞納がないこと
- ③暴力団又は暴力団員でないこと

【助成金額】

空き家住宅の除却工事に要する費用（消費税を除く）の 1/2 の額（1,000 円未満切捨て）

上限額：戸建て住宅…50 万円/戸 共同住宅…150 万円/棟

【募集期間】 8 月 18 日（月）～10 月 10 日（金）

※実際に申請する前に、市役所での事前相談が必要となります。

【問合せ先】 都市建設部 まちづくり計画課 住宅グループ 電話：042-551-1961（直通）